

平成 17 年 3 月 1 日

各 位

三菱信託銀行株式会社

### 決済用預金「普通預金（無利息型）」の取扱開始について

三菱信託銀行株式会社（取締役社長 上原治也）は、平成 17 年 3 月 10 日（木）より、決済用預金「普通預金（無利息型）」の取扱いを開始いたします。

本商品は、預金保険法が定める決済用預金の 3 要件「 利息が付されていないものであること（無利息）」、「 預金者が払戻しをいつでも請求することができるものであること（要求払い）」、「 公共料金などの口座振替、給与・配当金・年金などのお受け取りが可能であること（決済サービスを提供できること）」を満たすものであり、平成 17 年 4 月のペイオフ全面解禁以降も預金保険制度により全額保護される普通預金です。

#### 【決済用預金「普通預金（無利息型）」の概要】

1. 商品名	・普通預金（無利息型）
2. 販売対象	・個人および法人（団体を含む）
3. 期間	・定めはありません
4. 預入方法	(1)預入方法：随時預入 (2)預入金額：1 円以上 (3)預入単位：1 円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息	・利息はつきません。
7. 手数料	・手数料はかかりません。
8. 付加できる特約事項	・ありません。
9. 中途解約時の取り扱い	・制限はありません。
10. 預金保険適用の有無	・本商品は預金保険の対象です。
11. その他	・新規口座開設となります。
12. 取扱開始日	・平成 17 年 3 月 10 日（木）

以上

< 照会先 >

三菱信託銀行株式会社 経営企画部広報室 竹尾（03-6214-6044）